

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

沼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書き中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

	「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">12,500円</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">13,350円</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">11,650円</td> <td style="text-align: center;">12,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,100円</td> <td style="text-align: center;">9,950円</td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> </tr> </table>	12,500円	13,350円	14,200円	10,800円	11,650円	12,500円	9,100円	9,950円	10,800円	を	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">12,900円</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">13,700円</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">14,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11,300円</td> <td style="text-align: center;">12,100円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,700円</td> <td style="text-align: center;">10,500円</td> <td style="text-align: center;">11,300円</td> </tr> </table>	12,900円	13,700円	14,500円	11,300円	12,100円	12,900円	9,700円	10,500円	11,300円	」
12,500円	13,350円	14,200円																					
10,800円	11,650円	12,500円																					
9,100円	9,950円	10,800円																					
12,900円	13,700円	14,500円																					
11,300円	12,100円	12,900円																					
9,700円	10,500円	11,300円																					

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた沼津

市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「提案理由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額を改めるほか、所要の改正を行うものである。